

調布市地域福祉計画（現計画）の概要について

現計画策定時の背景・経緯

地域福祉の必要性

- 地域の生活課題が複雑化・複合化
- 多様な主体の地域づくりへの参画が必要
- 制度の狭間となる問題
- 地域での支え合いが必要
- 潜在的な生活困窮などの顕在化
- 困っている人を支援する仕組みが必要

地域の課題を解決するために「地域福祉」の考え方が重要

自助 日頃身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決
 互助 個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所、ボランティア活動で解決
 共助 住民参加型の在宅福祉サービスや非営利の福祉サービスで解決
 公助 地域で解決できない問題や行政が担うべき問題は行政で解決
 上記の重層的な取組が必要となる。いわば、「地域における支え合いの仕組み」「住民主体の取組」が地域福祉といえる。

調布市のこれまでの「地域福祉計画」

平成 5 年3月：調布市地域福祉計画を策定
 平成 13 年3月：計画改定
 平成 18 年3月：計画改定
 平成 24 年3月：計画改定
 平成 29 年度3月：4度目の計画改定

計画期間・位置付け

- 平成30年度から令和5年度までの6箇年計画
- 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付ける。
- 「調布市総合計画」が最上位の計画
- 保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」, 「調布市障害者総合計画」, 「調布市民健康づくりプラン」, 「調布っ子すこやかプラン」）を地域という視点で横断的につなげる。
- 「調布市福祉のまちづくり推進計画」とも連携を図る。
- 調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、互いに連携・補充を図る

計画の主な内容

【福祉3計画の共通事項】

1 将来像

**みんなが自分らしく安心して
つながりをもって暮らし続けられるまち**
 —支え合い 認め合い ともに暮らす—

2 基本理念

（理念1）一人ひとりが生涯にわたって、
その人らしく生活していける地域社会

（理念2）誰もが社会の一員として互いに認め合い、
尊重し合う地域社会

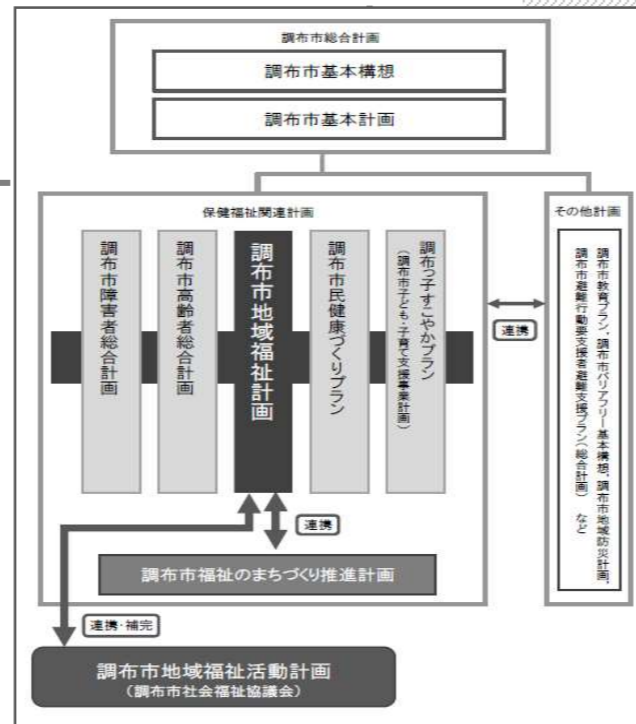
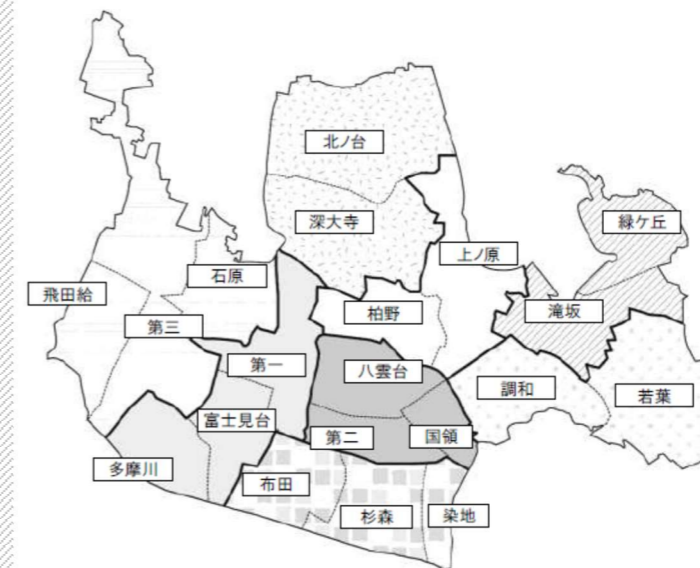
（理念3）住民全体で支え合う地域社会

（理念4）様々な課題を受け止め、
包括的に支援する体制

3 福祉圏域

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域。

■福祉圏域の地域区分 下記 □内の記載は 小学校区の名称です。



【地域福祉計画】

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

基本目標2 ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり

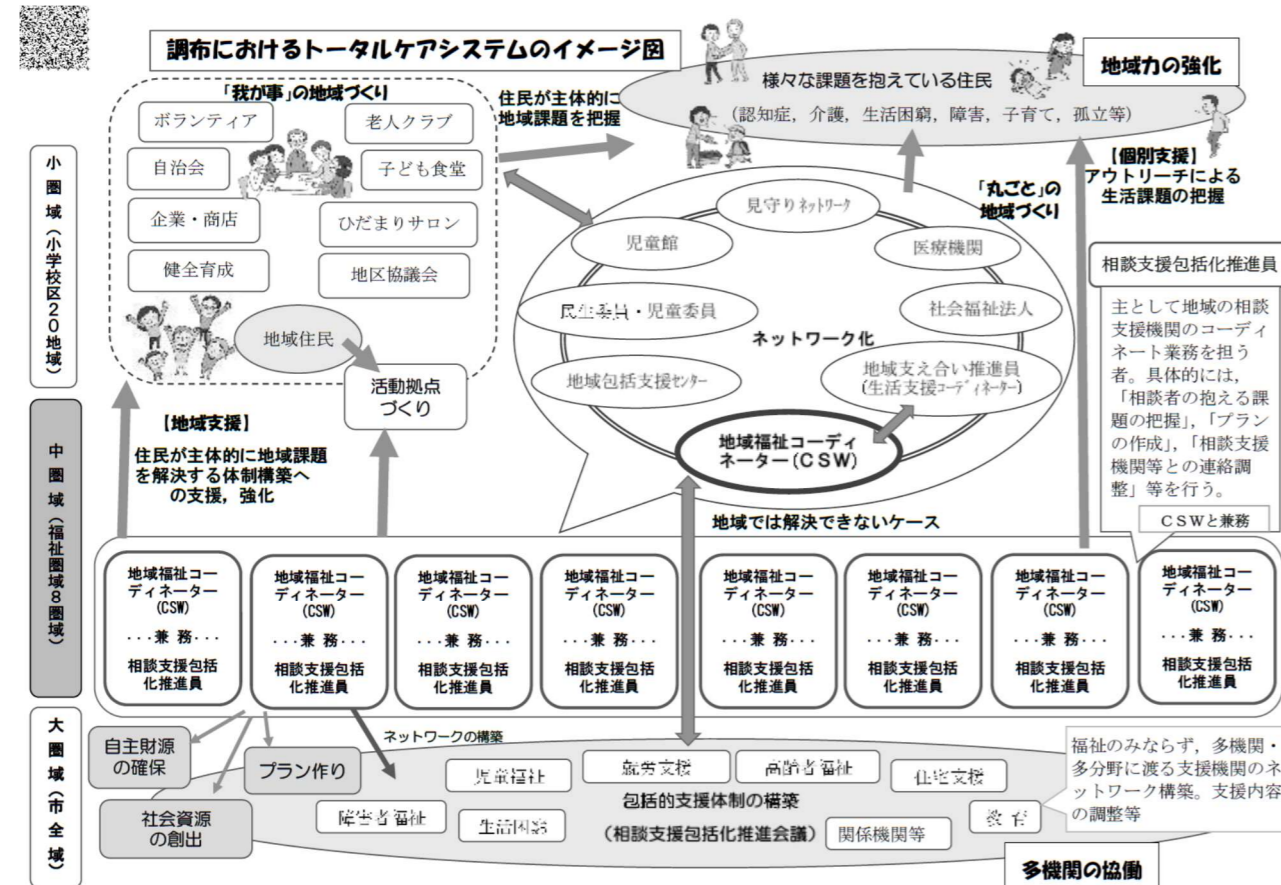
基本目標3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

重点施策

1 地域におけるトータルケアの推進

地域で複合的な課題を抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えており、それらの困っている人を発見し、支援につなげていく体制が一層必要となっています。



▶（1）支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

支援を必要としている人を早期に発見し、その人に対して、制度外のサービスを含めた保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域の見守り体制の強化を図ります。

また、地域福祉コーディネーターについては、将来的に各圏域に配置して参ります。

▶（2）保健・医療・福祉が連携したサービスの充実

複合化・多様化する市民の保健・医療・福祉に関するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、総合的なサービスの提供の充実を図ります。

▶（3）制度外のサービス・支援の充実

介護保険サービスや障害福祉サービスなどの制度内のサービスでは手の届きにくいニーズに対して、きめ細かいサービスを展開するため、住民参加型の生活支援サービスやNPO 法人等による非営利の福祉サービスの充実を図ります。

▶（4）生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進

生活に困難を抱える方に対し、相談支援を行い、個々の状況に応じた就労支援や生活支援等を継続的に行い、自立と社会参加を促進します。

▶（5）社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすため、社会福祉法人による公益的な取組の推進を図ります。

2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

地域で生活する人の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要となっています。

▶（1）地域課題の解決力の強化

地域福祉コーディネーターを通じて、地域住民や関係機関とネットワークを構築し、地域の生活課題を地域の中で考え、解決につながる仕組みを強化します。特に、高齢者の生活を支援するための、支え合いの地域づくりに取り組む「地域支え合い推進員」と連携することで、相互の活動に相乗効果が生まれるよう協力して参ります。

▶（2）住民主体の交流活動の場の拡充

各種講座やイベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行い、交流を促進します。これらのサロンに限らず、地域内の空き家等を活用した誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代の交流拠点づくりの取組を進めます。

▶（3）地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化（地域活動やボランティア活動の充実）

自治会などの地域活動やボランティア活動について、ボランティアコーナーや市民活動支援センターを中心とした支援や、新規活動団体の立ち上げなどにより、各種活動の活性化を図ります。

▶（4）誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり

人権の大切さについて理解を深め、一人ひとりの尊厳や基本的人権を尊重し、地域の一員として互いに認め合い、生きがいのある地域となるよう、交流の取組を進めます。

3 地域が一体となった災害対策の推進

大規模地震や水害などの災害発生直後は、安否確認や被災者の救出など、地域の互助・共助活動が果たす役割が極めて重要となっています。特に、自力では避難することのできない高齢者や障害者などの要支援者への支援体制を充実していくことが必要となります。

▶（1）防災意識の高揚（自助の精神の育成）

災害や防災についての正しい知識の習得や防災意識の向上、地域で行われる防災訓練への積極的な参加を促進するなど、災害時に備えた地域での助け合いの取組を進めます。

▶（2）地域防災力の向上（互助・共助活動の活性化）

防災市民組織の結成と運営支援をはじめ、様々な互助・共助活動の活性化を図ります。また、災害時に迅速かつ冷静に対応できるよう、地域における防災訓練の活性化や、小中学校等の避難所運営マニュアルの策定等の支援及び周知を図ります。

▶（3）地域防災体制の構築（公助による取組）

防災資機材の充実や情報伝達手段の確保、防災拠点の整備など、防災環境の充実を図ります。また、「調布市地域防災計画」に基づき、地域や関係機関、行政等による連携体制の構築等を図ります。

▶（4）避難行動要支援者への支援（自助、互助、共助、公助による連携）

地域における日常的な見守りや地域組織との要支援者支援に関する協定締結など、災害時に備えた互助・共助の取組を進めます。また、関係者による検討会議等の開催により、庁内と福祉関係団体等の連携体制を充実し、自助、互助、共助、公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。

調布市福祉のまちづくり推進計画（現計画）の概要について

現計画策定時の背景・経緯

福祉のまちづくりに関する社会情勢

- 少子高齢化の進行⇒高齢者、子ども等に配慮した環境整備
- ノーマライゼーション理念の浸透⇒個人の状況に関係なく、一人ひとりの選択と自己決定により社会に参加できる環境づくり
- バリアフリーの充実⇒物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な全ての障壁への対処
- ユニバーサルデザインの普及⇒はじめから障壁をつくることなく、誰にとっても利用しやすいデザインとする意識の高まり
- 障害者を取り巻く法整備の動向⇒平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年に「障害者差別解消法」が施行
- 東京都福祉のまちづくり推進計画の策定⇒平成26年3月に改定され、ハード・ソフトの一体的なまちづくりと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策が盛り込まれた

調布市のこれまで

- 平成9年4月：調布市福祉のまちづくり条例施行
- 平成21年10月：ユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正・施行
- 平成24年3月：調布市福祉のまちづくり推進計画策定

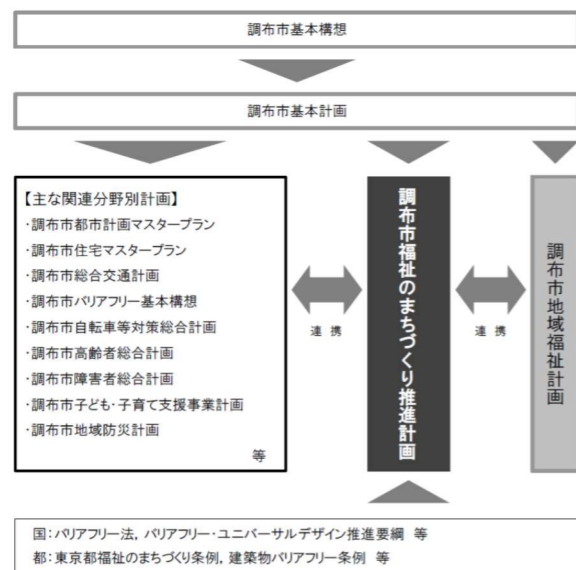
平成30年3月：1度目の計画改定

計画期間

- 平成30年度から令和5年度までの6箇年計画

位置付け

- 調布市福祉のまちづくり条例に基づく計画として位置付ける。



計画の主な内容

基本理念

みんなが 安心して生活できる
こころにやさしい 福祉のまちづくり

施策の展開

I 心を育てるまちづくりの推進 高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解の促進や、偏見・差別をなくすよう、心のバリアフリーに関する普及啓発の充実や学校等におけるバリアフリー教育を進めます。	1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進
II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進 誰もが日々の生活の中で必要な情報を入手できるよう、障害者・外国人等への情報提供体制の整備や、わかりやすい公共サインの設置などまちなかでの情報提供の充実、情報提供内容の充実を進めます。	1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
	2 まちなかでの情報提供の充実
	3 情報提供内容の充実
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進 誰もが円滑に移動・外出し、いきいきと生活できるよう、外出支援などの各種移動支援や、就労支援等の社会参加支援、市民参加等地域における意識醸成を進めます。	1 移動支援
	2 社会参加支援
	3 地域における意識醸成
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進 誰もが安全で安心して日々の生活を送ることができるよう、住まい確保の支援や、まち全体の一体的かつ面的な整備によるユニバーサルデザインの施設の推進、各種施設等の安全対策の充実を進めます。	1 住まいの支援
	2 ユニバーサルデザインの施設の推進
	3 施設等の安全対策の充実
V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進 誰もが平常時・緊急時も安全・安心に過ごせるよう、地域が一体となった災害時の防災対策や交通安全・防犯対策、各種ネットワークの整備など安心の暮らしの支援を進めます。	1 災害時の防災対策の推進
	2 交通安全・防犯対策の推進
	3 安心の暮らしの支援